

第526回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和6年5月8日（水）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

5 議 題

第1号議案 ひき縄釣による水産動物の採捕について（委員会指示）

6 報告事項

- (1) まだらのTAC管理について
- (2) 船びき網の漁況経過と今後のシラス漁の見通し

7 そ の 他

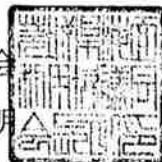
8 閉 会

資料No 1-1

茨海利協第 1 号
令和 6 年 4 月 26 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会
会長 大森 明



ひき縄釣による水産動物の採捕について（答申）

令和 6 年 4 月 19 日付け茨漁調委諮問第 1 号で諮問のあったこと
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

茨城県海面におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。）により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高濱芳明

（採捕の制限）

- 1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号、以下「調整規則」という。）第41条第1項第6号に掲げる海域において、ひき縄釣により水産動物を採捕する者は、茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
なお、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合はこの限りでない。

（承認の対象）

- 2 1の承認の対象は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 試験研究又は教育実習のためひき縄釣により水産動物を採捕しようとする試験研究機関又は教育機関等（以下「試験研究機関等」という。）
 - (2) トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣による水産動物の採捕をさせようとする者（以下「イベント主催者」という。）

（承認の基準）

- 3 1の承認は、対象ごとに次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。
 - (1) 試験研究機関等
 - ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
 - イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。

(2) イベント主催者

- ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
- イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。
- ウ イベントの実施について、開催地の漁業協同組合の同意を得ていること。
- エ イベントが茨城県内に所在する漁港、マリーナを根拠地として行われるものであること。
- オ イベントの実施について根拠地となる漁港、マリーナの管理者の同意を得ていること。
- カ 日の出から日没までの間の採捕であること。
- キ 県内に根拠地のある団体が主催又は共催するイベントであって、イベントが開催される市町村の後援があること。
- ク 委員会指示及び関係法令等の遵守に係る誓約を行うこと。
- ケ 参加者等に茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者を含まないこと。

(条件)

4 委員会は、1の承認をするに当たり、対象ごとに次に掲げる条件を付けることができる。

(1) 試験研究機関等

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認証の携帯

承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

エ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することがある。

(2) イベント主催者

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(ア) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。

(イ) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。

(ウ) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。

(エ) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。

(オ) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。

(カ) 操業船の位置から3マイル以内を航行しないこと。

(キ) 使用する船舶にAIS(船舶自動識別装置)を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

エ 採捕禁止期間

7月1日から9月30日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。(ただし8月30日はその限りでない。)

オ 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

カ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することがある。

(指示の有効期間)

5 この指示の有効期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。

(取扱の細目)

6 この指示の定めるものほか取扱の細目については、ひき縄釣採捕承認取扱要領に定めるところによる。

ひき縄釣採捕承認取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号によるひき縄釣の委員会指示に基づく承認に係る取扱要領は、次のとおりとする。

(承認の申請)

1 委員会指示の1の承認を受けようとする者は、試験研究機関又は教育機関等が試験研究又は教育実習のために行う場合（以下「試験研究等の場合」という。）にあっては別記様式第1号に(1)に掲げる書類を、トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣により水産動物を採捕させようとする場合（以下「イベントの場合」という。）にあっては別記様式第2号に(2)に掲げる書類を添えて、実施する日の15日前までに茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 試験研究等の場合

- ア 試験研究等に関する計画書
- イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。
- ウ 用船の場合は、使用する船舶の使用権限を証する書面
- エ 県内の関係する漁業協同組合の同意書
- オ その他委員会が必要と認める書類

(2) イベントの場合

- ア イベントの開催要領又は採捕計画書等
- イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。
- ウ 使用する船舶に設置された船舶自動識別装置（AIS）無線局免許状の写し
- エ イベント主催者において船舶自動識別装置（AIS）の信号を受信できる施設又は設備を有することを証明する書面
- オ 県内の関係する漁業協同組合の同意書
- カ 誓約書（別記様式第3号）
- キ 参加艇に掲揚させる統一図案による標識旗
- ク その他委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

3 委員会は、採捕の承認をしたときは、ひき縄釣採捕承認証（以下「承認証」という。）（試験研究等の場合は別記様式第4号、イベントの場合は別記様式第5号）を申請者に

交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く。）に変更を生じたときは、遅滞なく、ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書（別記様式第6号）に承認証を添えて委員会に提出し、承認証の書換交付を受けること。

(承認証の再交付)

- 5 承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに、ひき縄釣採捕承認証再交付申請書（別記様式第7号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

(承認証の返納)

- 6 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、委員会に承認証を返納すること。

(実績の報告)

- 7 採捕実績の報告は、ひき縄釣採捕実績報告書（試験研究等の場合は別記様式第8号、イベントの場合は別記様式第9号）により行うものとする。

様式第1号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊞

ひき縄釣試験研究等採捕承認申請書

下記によりひき縄釣採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量
- 5 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 船舶番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 馬力数
 - (5) 船舶所有者
- 6 採捕に従事する者
住所
氏名

様式第2号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊞

ひき縄釣採捕承認申請書

下記により大会を開催したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 イベント名
- 2 イベント開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類
- 5 ひき縄釣の根拠地とする漁港等
- 6 参加者及び使用船舶

船 名	船 舶 登録番号	総トン数又は 船舶の長さ	参加者氏名	住 所

注) 同一船舶に複数の者が乗船する場合は、代表者の住所及び氏名を記すこと。

誓 約 書

元号 年 月 日に開催される（イベント名）の実施に際しては、安全対策を十分に講じるほか、当該イベントの参加者に対し、漁業法及び茨城県海面漁業調整規則等の水産関係法令並びに茨城海区漁業調整委員会の承認の内容、条件を遵守させるほか、採捕終了後速やかに出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を提出させる等、主催者として適法かつ厳正な大会運営を行うことを誓約します。

この誓約が遵守できない場合は、期間の途中で承認が取り消しとなつても異議申し立てをせず、以後承認されない場合があることを承知します。

（元号） 年 月 日

住 所

氏 名

印

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

様式第4号

茨調第 号

ひき縄釣試験研究等採捕承認証

住 所		
氏名又は名称		
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
採 捕 区 域		
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量		
使 用 船 舶	船名	船舶番号
	総トン数	馬力数
採捕に従事する者	住所	氏名
条 件	1 採捕実績の報告 承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。	
	2 承認の取り消し 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。	
	3 承認証の携帯 承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。	
令和 年 月 日		
茨城海区漁業調整委員会 会長		

様式第5号

茨調第　号	
ひき縄釣採捕承認証	
住　　所	
氏名又は名称	
イベント名	
採　捕　期　間	年　月　日から　年　月　日まで
採　捕　区　域	
ひき縄釣で採捕 しようとする 水産動物の種類	
ひき縄釣の根拠地 とする漁港等	
参加者及び使用船舶	別紙のとおり
条　　件	裏面記載のとおり
令和　年　月　日	
茨城海区漁業調整委員会 会　長	

様式第5号裏面

条件

1 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

2 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

3 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。
- (2) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。
- (3) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。
- (4) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。
- (5) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。
- (6) 操業船の位置から3マイル以内を航行しないこと。
- (7) 使用する船舶にAIS（船舶自動識別装置）を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

4 採捕禁止期間

7月1日から9月30日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。
(ただし8月30日はその限りでない。)

5 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

様式第5号別紙

参加者及び使用船舶

様式第6号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊞

ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請いたします。

記

1 承認番号

2 変更内容

事 項	現在の承認内容	書換えようとする内容

3 書換しようとする理由

様式第7号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊞

ひき縄釣採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失（き損）したので、下記のとおり再交付を申請いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日
- 3 亡失（き損）の理由

様式第8号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会长 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）印

ひき縄釣試験研究等採捕実績報告書

1 承認番号

2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日

3 採捕実績

※全ての採捕個体について個々に記載すること。

※採捕地点は、魚体を船上に揚げた地点を報告すること。

※採捕日ごと、船ごとに整理して記載すること。

樣式第9号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会长 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）印

ひき縄釣採捕実績報告書

1 承認番号

2 イベント名

3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日

4 採捕実績

※全ての採捕個体について個々に記載すること。

※採捕地点は、魚体を船上に揚げた地点を報告すること。

※採捕日ごと、船ごとに整理して記載すること。

ひき縄釣り採捕承認取扱要領に係る事務取扱規程

茨城海区漁業調整委員会が行うひき縄釣りによる採捕承認の取扱いについては、ひき縄釣採捕承認取扱要領（以下「要領」という）によるほか、この事務取扱規程に定めるところによる。

1 承認の申請者について

(1) 試験研究等の場合

委員会指示の2に定める承認の対象となる試験研究機関等は以下の者とする。

- ア 官公署
- イ 官公署に準ずる試験研究調査機関
- ウ 民間の試験研究調査機関
- エ 学校教育法等に基づく学校
- オ 委員会が特に必要と認めたもの

(2) イベントの場合

委員会指示の2に定める承認の対象となるイベント主催者は以下の者とする。

- ア 茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会
- イ 委員会が特に認めたもの

2 承認の対象となる内容について

(1) 試験研究等の場合

承認の対象となる試験研究又は教育実習のためひき縄釣りにより水産動物を採捕しようとする試験研究等の内容は以下のものとする。

- ア 試験研究に関するもの
 - (ア) 水産動物の資源、生態等の調査研究
 - (イ) ひき縄釣りの漁具漁法の試験研究
 - (ウ) 漁業の発展のため特に必要と認められる試験操業、調査又は試験
- イ 教育実習に関するもの
 - (ア) 学徒の漁業実習
 - (イ) 学徒が行う自然科学に関する実習
 - (ウ) 漁業文化の伝承又は普及を目的とした実演

(2) イベントの場合

承認の対象となるイベントの大会等の内容は、トローリングによるカジキ釣り大会の開催であり、開催することにより大洗町を中心とするひたちなか・大洗地域の魅力を国内外へ発信し、当該地域へのインバウンドを含む新たな顧客層の獲得につなげる内容のものであって、かつ、その内容が茨城海区漁業調整委員会の承認を得ていること。

3 承認の申請において添付すべき書類

承認を受けようとする者は、要領に掲げる書類に加えて、該当する以下の項に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 申請者が官公署に準ずる試験研究調査機関又は学校教育法に基づく学校の場合は、組織の概要を示す書類
- (2) 申請者が法人の場合は法人登記簿謄本（ただし、県内に住所を有する漁業協同組合及び（1）に該当する者はこの限りでない。）
- (3) 申請者が茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会の場合は、実行委員会規約、役員名簿

4 申請書の提出先

承認を受けようとする者が提出する、要領の様式第1号又は第2号の提出先は、茨城海区漁業調整委員会事務局（以下「事務局」という。茨城県水戸市笠原町978番6）とする。また、要領の様式第6号、第7号、第8号及び第9号に係る場合も同様とする。

5 申請の承認

申請書の提出を受けた事務局は、受理後委員会指示、要領及びこの事務取扱規程に基づき、申請の内容を確認し、茨城海区漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

会長は、事務局の報告に基づき、承認の可否を専決により決定する。

6 承認内容の報告

会長は、追って茨城海区漁業調整委員会に専決した内容を報告する。

7 承認証の交付、書換交付、再交付、実績報告、返納

承認を受けた者に対する承認証の交付のほか、書換交付、再交付、実績報告、返納に係る処理は事務局が行う。

8 その他

委員会指示に関する、要領及びこの事務取扱規程に定めのない事項の取り扱いについては、その都度、事務局と会長が協議を行うものとする。

付則 この規定は、令和4年7月26日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

付則 この規定は、令和5年6月15日から施行する。

6水管第374号
令和6年4月30日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法（昭和24年法律第267号）15条第4項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和6年5月8日（水）までに提出願います。

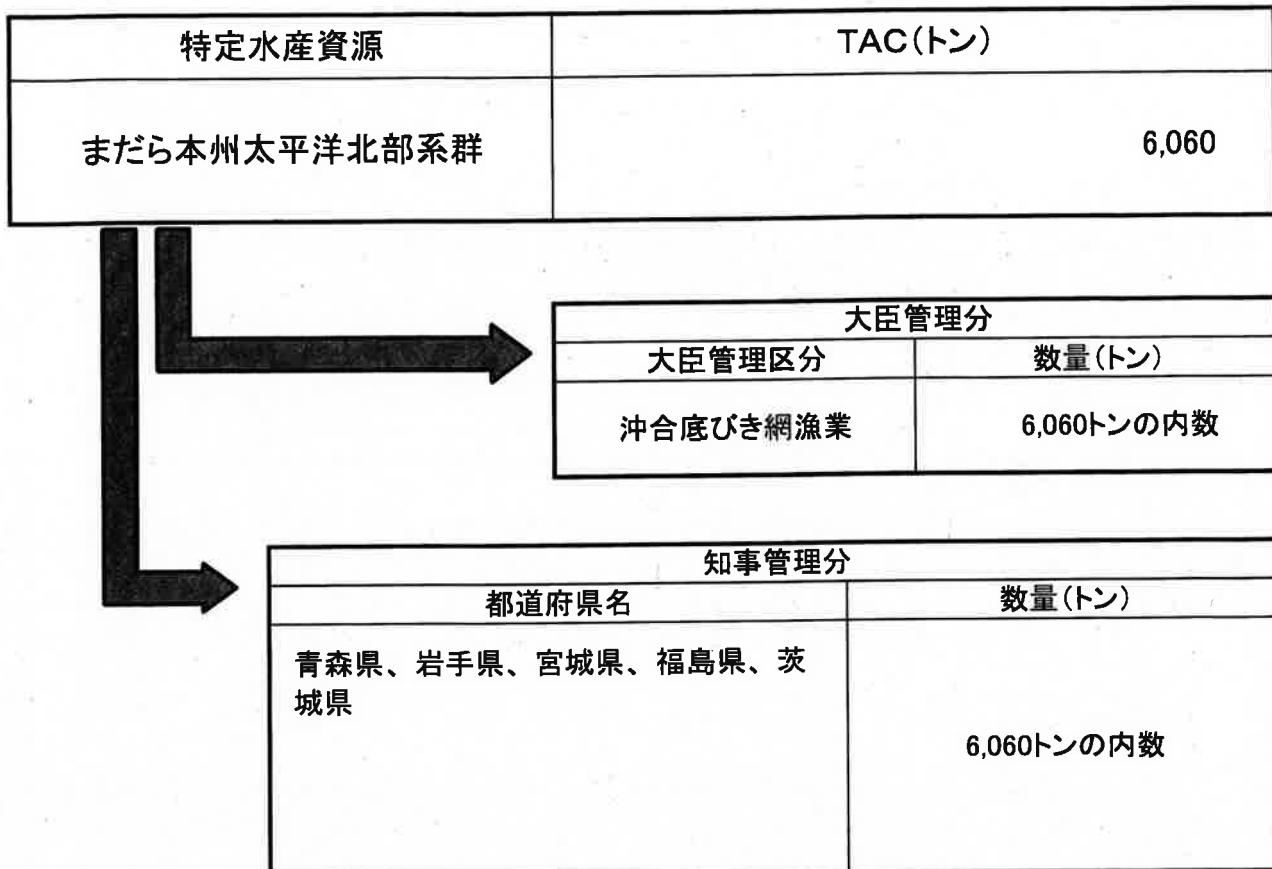
記

令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	0.08%	226
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			

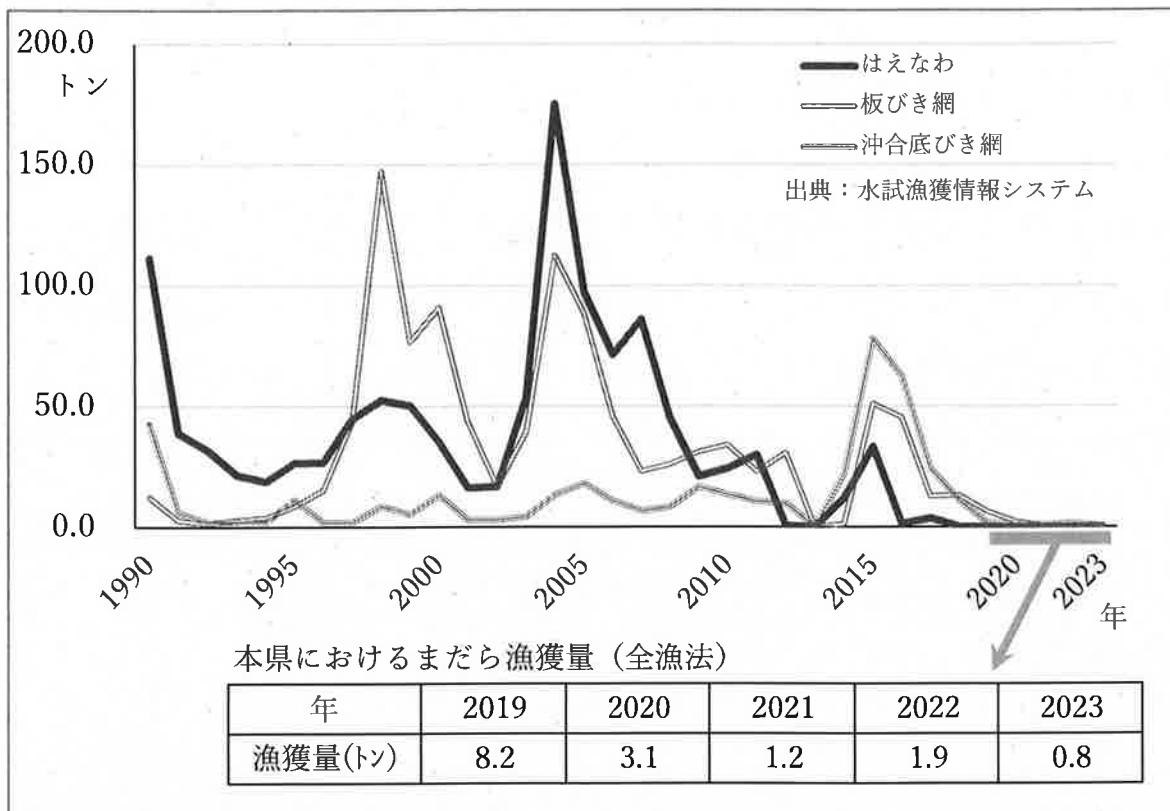
ずわいがにオホーツク海南部			
まだら本州太平洋 北部系群	6,060 トンの内数	—	
まだら本州日本海 北部系群			
まだら北海道太平 洋			
まだら北海道 日本海			

令和6管理年度まだら本州太平洋北部系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)



本県におけるまだらの漁獲状況と今後のスケジュール

(1) まだらの漁法別漁獲量の推移 (1990~2023年)



(2) 今後のスケジュールについて

令和6年5月8日 第526回茨城海区漁業調整委員会 まだらのTAC管理について（報告）

5月10日 水産政策審議会(国内での数量管理に関する諮問)

5月13日 国から関係県への数量管理通知（知事管理分）

6月 第527回茨城海区漁業調整委員会
①茨城県資源管理方針の一部改正について（諮問）
②まだらに関する令和6年管理年度における
知事管理漁獲量について（諮問）

7月1日 TAC管理移行（ステップ1※）
令和6管理年度：令和6年7月～令和7年6月
漁獲報告の義務化
大臣・知事（各県）別での具体的な数量配分なし

※ステップ1においては、漁獲量の積み上がりがあった場合でも、漁業法第33条に基づく、採捕停止命令は発動されない。

資料No. 3

2024/5/8

茨城海区漁業調整委員会

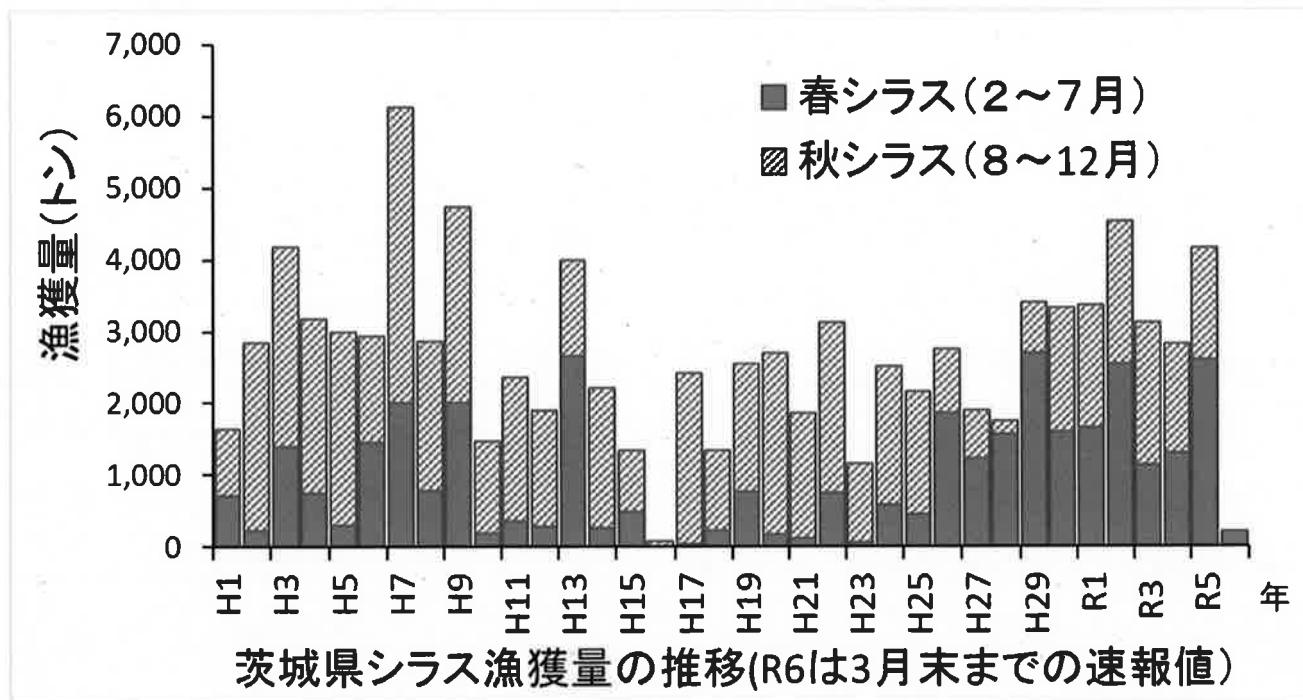
船びき網の漁況経過と 今後のシラス漁の見通し

水産試験場 回遊性資源部

船びき網の漁況経過

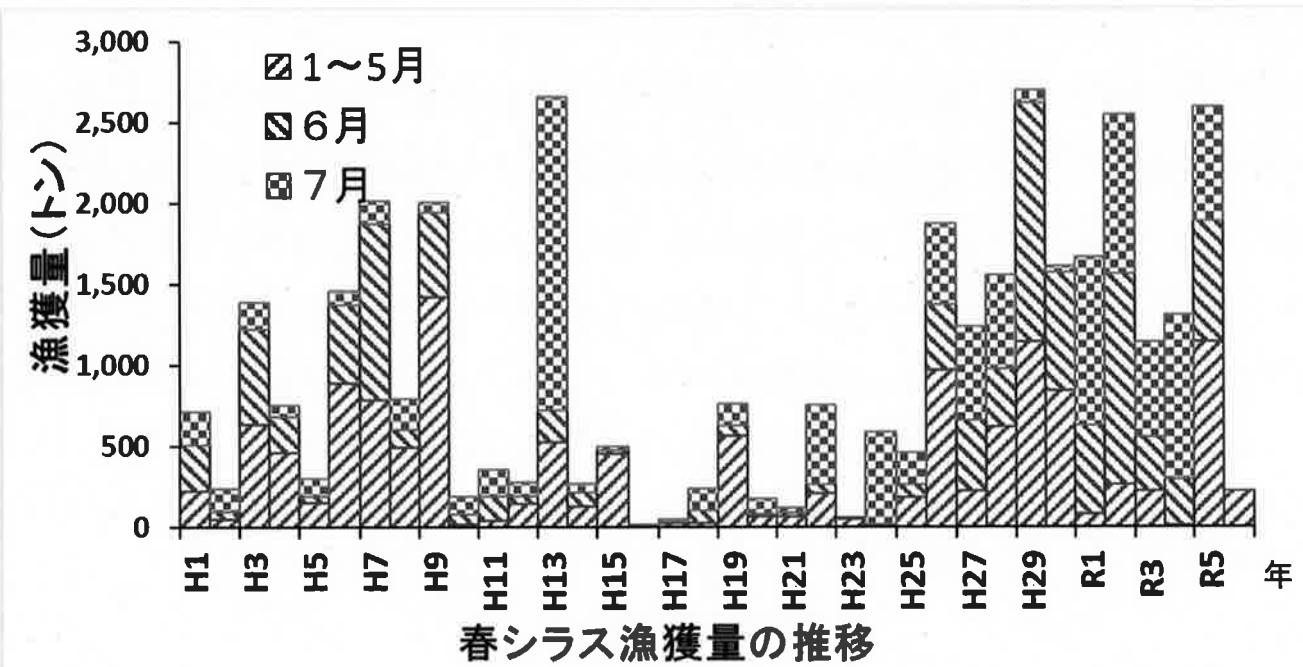


シラス漁獲量の推移



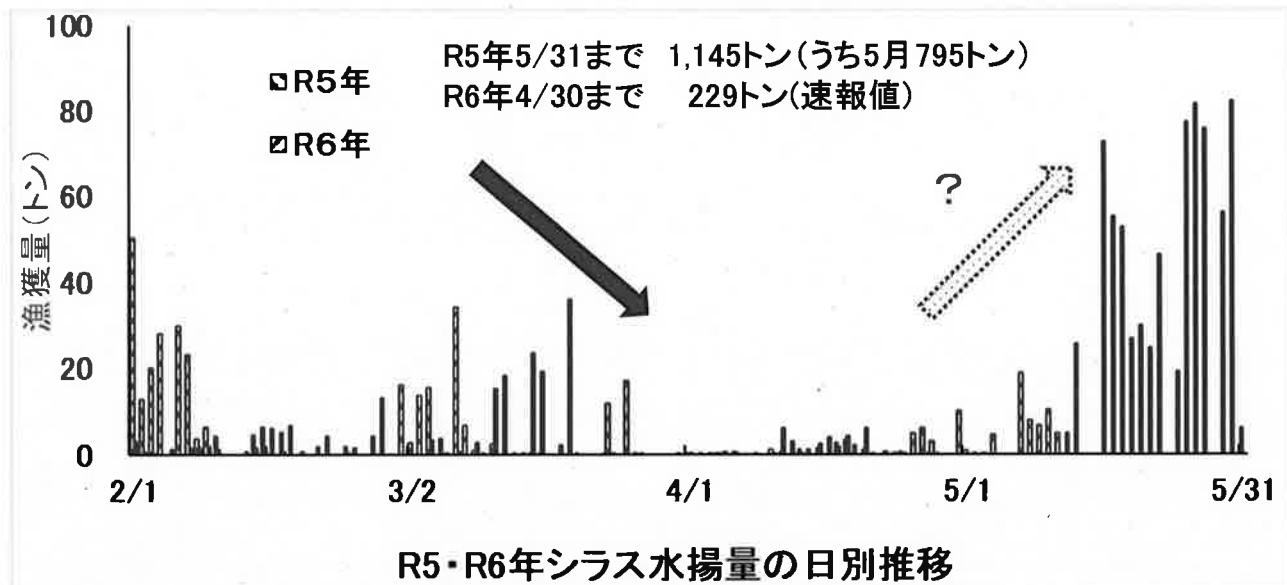
H26年以降、春シラスの好漁が続いている。
(前年:2,593トン、過去5年平均:1,849トン)

春シラス漁獲量の推移



春シラスが好漁となったH26年以降は、5月までの漁模様に関係なく、6+7月は好漁(768~2,291トン)が続いている。

令和5・6年春シラス漁獲量の日別推移



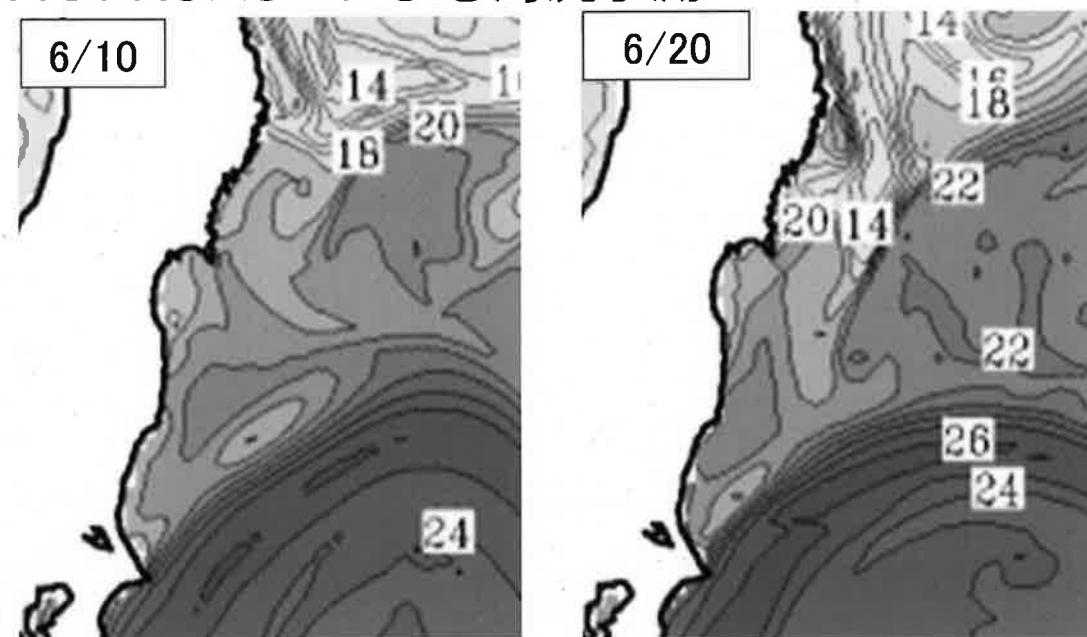
R6年は、2月に17トンの漁獲(H1年以降第6位)があり、3月は荒天で出漁日が少なかったが、157トンの漁獲(H1年以降第1位)があつた。

5月の連休前後の漁模様に注視している。

今後のシラス漁の見通し

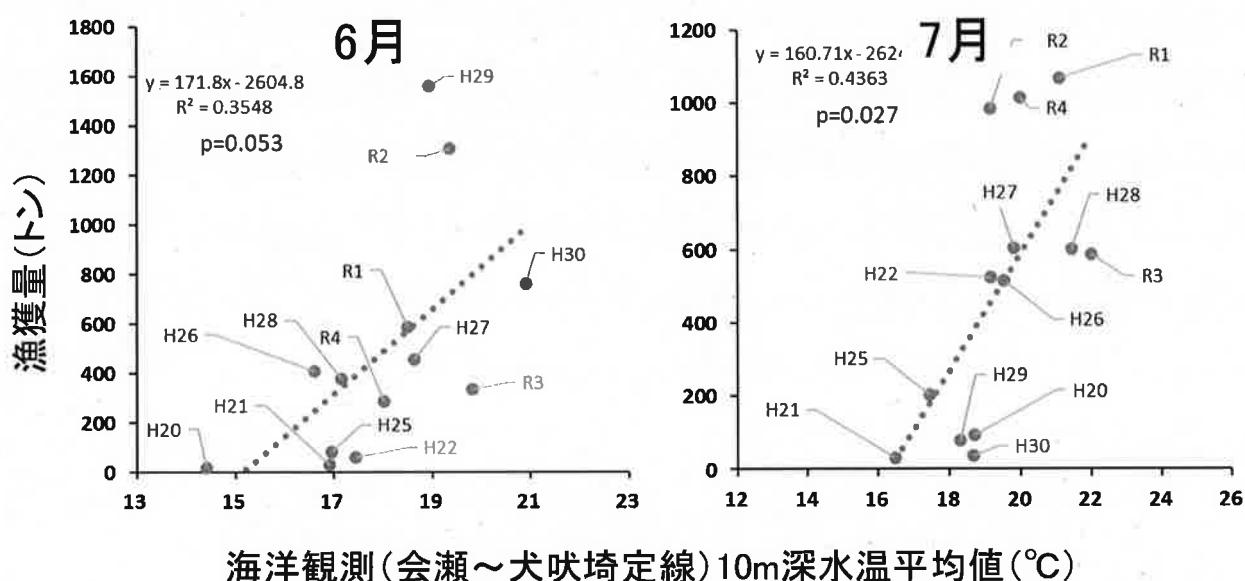
今年6月の海況パターンは？

FRA-ROMS IIによる海況予測



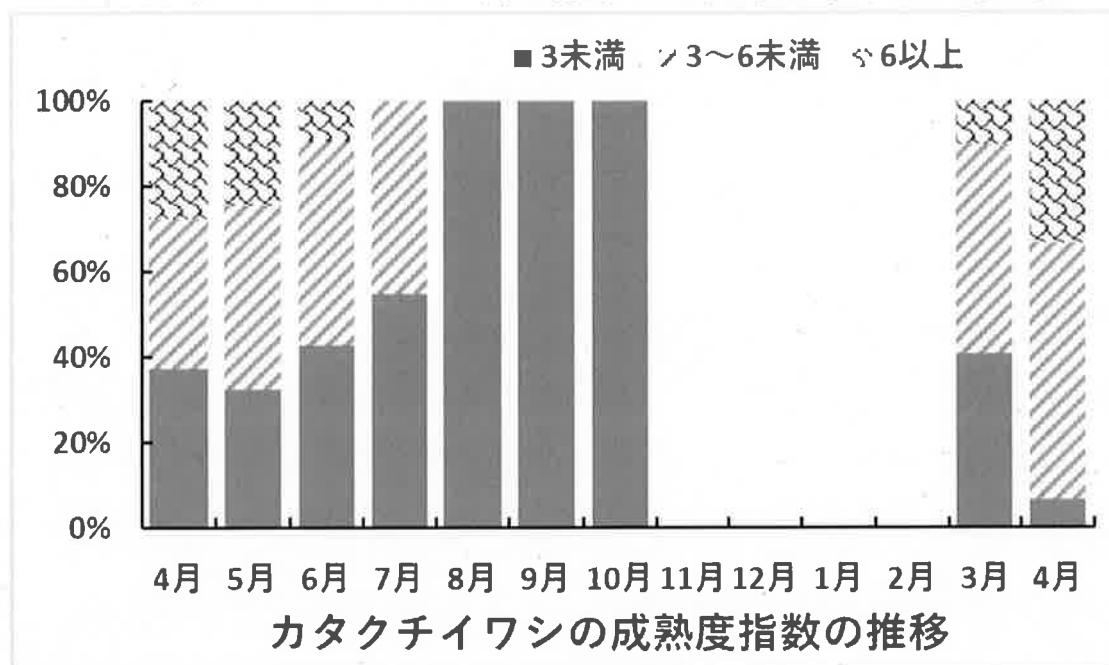
6月の本県沿岸域（142°E以西）の10m深水温は、
18~26°C（平年並～高め）となる予測

春シラスの漁獲量と水温との関係



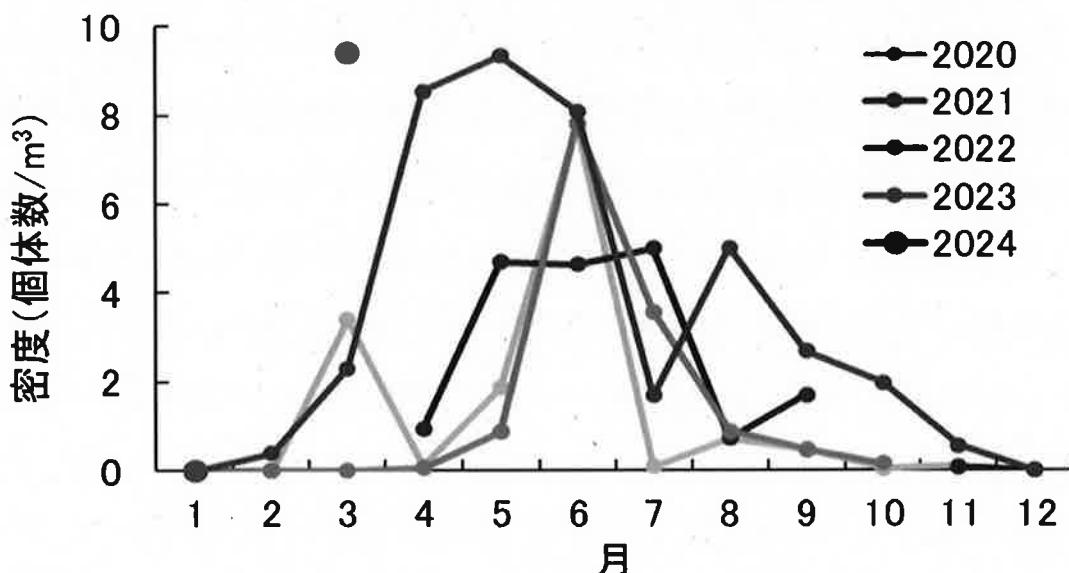
春シラスは水温が高いほど、
漁獲量が増加する傾向がある

R5年4月からR6年4月の カタクチイワシ成魚の成熟度の推移



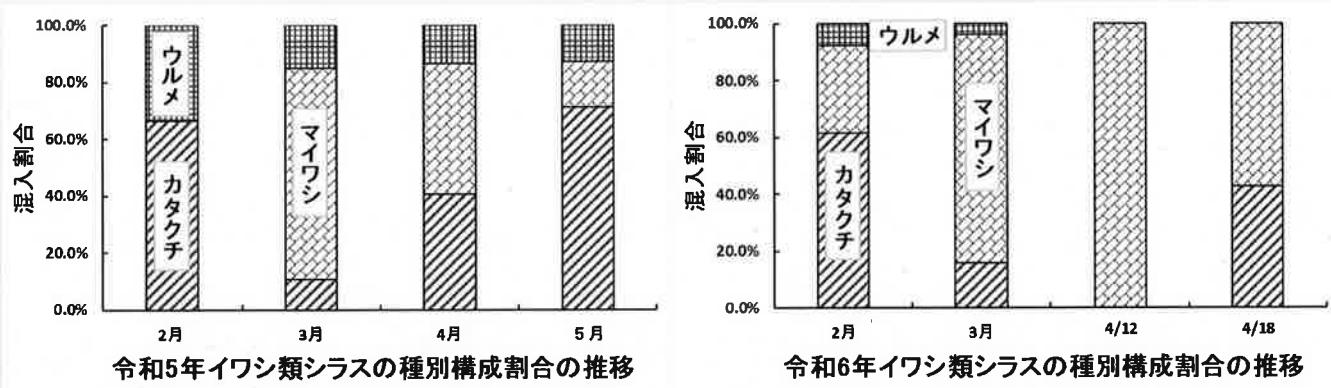
R6年4月はR5年よりも成魚の成熟度が進んでおり、
昨年より早期の卵仔魚の加入が期待される。

カタクチイワシ卵仔魚採捕数の推移



R6年3月にはR5年4～5月同等のカタクチイワシ卵仔魚が確認されており、4月下旬～5月上旬にカタクチシラスの加入が期待できる状況になっている

R5年とR6年のシラス種別構成



R5年2月はウルメ混入が目立ち、3月にマシラス主体に変わり、4月以降カタクチシラス主体に切り替わっていった。

R6年2月はマシラス混入が目立ち、3月からマシラス主体になり、4月12日にはマシラス100%となつたが、中旬からカタクチシラスが増加し始めた。

春シラス漁の見通し

- ・6月の水温：「平年並み～高め」の予測
- ・4月のカタクチイワシ成魚の成熟が進んでいる
- ・3月のカタクチイワシの卵稚仔採集数は例年より多く、R5年4～5月と同等レベル
- ・4月中旬からカタクチシラスの割合が増加



**春シラス(2～7月)は、
好漁水準になると予測される**

茨城海区漁業調整委員会小委員会及び茨城・福島連合海区協議会日程表

1 茨城海区漁業調整委員会小委員会

- (1) 日 時 令和6年5月21日(火) 午前11時30分から
(2) 場 所 福島県いわき合同庁舎4階中会議室
(福島県いわき市平字梅本15)

2 茨城・福島連合海区協議会

- (1) 日 時 令和6年5月21日(火) 午後1時から
(2) 場 所 福島県いわき合同庁舎4階大会議室
(福島県いわき市平字梅本15)
(3) 協議事項 ア 茨城・福島相互入会漁業の調整について
イ その他

3 福島担当委員

高濱会長、飛田会長代理、鈴木稔委員、木村委員、村中委員、岡田委員、
青木委員、鈴木正特委員、宇佐美委員、根本正明委員、吉田委員

4 バス行程表(予定) ※交通状況により、時間は前後する可能性があります。

- (往路) 8:20発 茨城県庁
8:40発 水戸駅南口
9:35発 日立おさかなセンター
10:40発 漁業歴史資料館よう・そろー
11:30着 福島県いわき合同庁舎

- (復路) 14:30発 福島県いわき合同庁舎
15:20着 漁業歴史資料館よう・そろー
16:25着 日立おさかなセンター
17:20着 水戸駅南口
17:40着 茨城県庁

5 その他

昼食は、事務局でお弁当をご用意いたします。
アレルギー等ございましたら、事務局までお申し付け下さい。

委員会指示違反者に対する処分について

○手続きフロー

機関等	対応内容	根拠法令等
(違反者)	(委員会指示違反)	
取締機関	<ul style="list-style-type: none"> ・取締時に委員会指示違反者を発見 →任意事情聴取 ①漁業調整委員会あて違反者情報の報告 	
	↓	
委員会 (会長専決)	<p>②処分方針に基づき報告を審査、違反者に対する処分内容を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意 ・警告 ・知事への裏付命令の申請 ・承認取消 (※承認を受けている場合) 	茨城海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針
	↓	
委員会	<p>③知事 (漁政課扱い) あて、違反者に対して当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請 (裏付命令発出の依頼)</p>	漁業法 120 条 8 項
	↓	
漁政課	④違反者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告	漁業法 120 条 9 項
	↓	
(違反者)	(異議の申し出)	
	↓	
漁政課	⑤異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないとき、知事は裏付命令を発出	漁業法 120 条 11 項
(違反者)	(再度委員会指示違反) ※裏付命令違反	
取締機関	⑥違反者を漁業法 120 条 11 項違反として検挙及び送致	漁業法 191 条
	↓	
検察庁	⑦違反者を起訴 →一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料	漁業法 191 条